

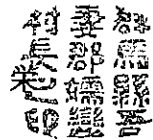
嬬恋村告示第 65 号

土地改良事業の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本村区域内の字の区域を次のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項に規定する換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成 22 年 12 月 20 日

吾妻郡嬬恋村長 熊 川



変 更 理 由 書

8

県営田代大平土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要があるため。

事 業 の 概 要

- | | |
|--------|---------------|
| 1 事業名 | 県営田代大平土地改良事業 |
| 2 事業主体 | 群馬県 |
| 3 事業年度 | 平成15年度～平成21年度 |
| 4 事業面積 | 18.0 ha |

変 更 調 書

大 字	字	地 番
田 代	吾妻山	1017の191から1017の196まで、 1017の205、1017の206、1017の210、 1017の224、1017の225、 1017の387から1017の401まで、 1017の403、1017の653、 1017の1382から1017の1384まで、 1017の1392、 1017の1399から1017の1403まで、 1017の1406、1017の1570、 1017の1593から1017の1597まで

上記区域（同区域に介在する道路である村有地の全部を含む。）を大字田代
字五輪原に変更する。